

日高川町住宅用蓄電池システム設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止対策の一環として、エネルギーの自給率の向上及び災害に強い地域づくりに寄与するため、太陽光発電システムを設置している者が新たに住宅用蓄電池システムを購入し設置するものに対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては日高川町補助金等交付規則（平成17年日高川町規則第27号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において用いる用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 蓄電池システム 住宅用太陽光発電システムと常時接続し、電力を充放電できる蓄電池及び電力変換装置で構成される蓄電容量が4kwh以上の設備で、国が行うネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）支援事業の対象商品として登録された電力を供給するために設置するシステムをいう。
- (2) 太陽光発電システム 太陽電池モジュールを利用して電気を発生させるための設備及びこれに附属する設備で、電力会社と系統連系する10kw未満の住宅用太陽光発電システムをいう。
- (3) 補助対象機器の設置日 当該蓄電池システム設置に係る支払いが完了した日とし、領収書その他その購入の事実を証する書類に記載された領収日を設置日とみなす。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本町内に住所を有している者
 - (2) 自らが居住する又は居住しようとする本町内の住宅（店舗等との併用住宅等を含む。）に未使用の蓄電池システムを設置する者で、太陽光発電システムを同時に設置する又は既に設置している者
- 2 前項の規定に関わらず、申請者又は同居する者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者としない。
- (1) 日高川町税等を滞納している場合
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である場合
 - (3) 過去に本要綱による補助金を受けたことがある場合

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、蓄電池システムの設置に要する費用の3分の1以内とし、その額が20万円を超えるときは、20万円とする。

- 2 前項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、日高川町住宅用蓄電池システム設置補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、設置日より6月以内に町長に提出しなければならない。

- (1) 蓄電池システムの設置工事請負契約書の写し
- (2) 蓄電池システム及び太陽光発電システムの設置状況が確認できる写真等
- (3) 蓄電池システムの配置図
- (4) 蓄電池システムの保証書の写し
- (5) 電力会社との電力受給契約が確認できる書類の写し
- (6) 蓄電池システムの設置費用が確認できる領収書の写し
- (7) 住民票の写し
- (8) 税金等完納証明書
- (9) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査及び必要に応じて行う現地調査等により、適當と認めたときは、日高川町住宅用蓄電池システム設置補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。この場合において、町長が必要と認めるときは、条件を付することができます。

- 2 町長は、前項の審査において、補助金を交付することが不適當と認めたときは、その理由を付して書面によりその旨を申請者に通知するものとする。
- （補助金の交付請求）

第7条 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、前条の交付決定の通知の日から14日以内に日高川町住宅用蓄電池システム設置補助金交付請求書（様式第3号）により、町長に請求しなければならない。

- 2 町長は、前項の請求があったときは、交付決定者に補助金を支払うものとする。
- （交付決定の取消し等）

第8条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他町長が補助金を交付することが適當でないと認めたとき。

（補助金の返還）

第9条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、交付決定者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 前項の規定により既に交付された補助金の返還を命じられた交付決定者は、町長にこれを返還しなければならない。
- （協力）

第10条 町長は、交付決定者に対し、補助金の交付の対象となった蓄電池システムの運転状況に関するデータの提供その他地球温暖化防止に必要な町の取組に対する協力を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。